

福岡県公報

平成24年1月20日
第3352号

目次

告示(第69号-第83号)

○特定非営利活動法人設立の認証申請	(社会活動推進課)	1
○特定非営利活動法人設立の認証申請	(社会活動推進課)	2
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課)	2
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課)	2
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課)	3
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課)	3
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課)	3
○土地改良区の役員の住所の変更	(農村整備課)	4
○農業振興地域の区域の変更	(農産漁村振興課)	4
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課)	6
○特定非営利活動法人設立の認証申請	(社会活動推進課)	6
○特定非営利活動法人設立の認証申請	(社会活動推進課)	6
○特定非営利活動法人設立の認証申請	(社会活動推進課)	7
○道路の区域の変更	(道路維持課)	7
○道路の供用の開始	(道路維持課)	8
公 告		
○福岡県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の全部変更	(漁業管理課)	8
○平成23年度種苗生産事業者講習会の開催について	(林業振興課)	10
○福岡県防除実施基準の変更	(林業振興課)	11
○高度公益機能森林の区域の変更	(林業振興課)	11

選挙管理委員会

- 政治団体の平成21年分及び平成22年分収支報告書の要旨の一部訂正
(市町村支援課) ……………11

公安委員会

- 猟銃及び空気銃の所持に関する講習会(初心者に対する講習会)の開催
(警察本部生活環境課) ……………13
- 猟銃及び空気銃の所持に関する講習会(経験者に対する講習会)の開催
(警察本部生活環境課) ……………14

告 示

福岡県告示第69号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成24年1月20日

福岡県知事 小川 洋

- 申請のあった年月日
平成23年12月22日
- 申請に係る特定非営利活動法人
 - 名称
特定非営利活動法人ストップ・ざ・がんの会
 - 代表者の氏名
下田 八須子
 - 主たる事務所の所在地
福岡県福岡市中央区天神2丁目13番7号福岡平和ビル3階財団法人福岡県すこやか健康事業団学術研究センター内
 - 定款に記載された目的
この法人は、「がん征圧」のために、検診による早期発見、早期治療を中心とするがん予防の重要性を地域住民に広く働きかける事業を行うとともに、がんに対す

る知識、見識の向上を図ることを目的とする。

福岡県告示第70号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成24年1月20日

福岡県知事 小 川 洋

1 申請のあった年月日

平成23年12月27日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

NPO法人情報教育支援研究会

(2) 代表者の氏名

中村 星朗

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県北九州市小倉南区下城野一丁目9番30号ビブレ城野1階

(4) 定款に記載された目的

この法人は情報教育における研究活動を通して、学校教育現場での情報教育活動の支援、及び生涯教育活動への積極的な協力を行い、情報教育の速やかな普及発展に努めることにより社会貢献に資することを目的とする。

福岡県告示第71号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成24年1月20日

福岡県知事 小 川 洋

1 申請のあった年月日

平成23年12月26日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

NPO法人地球・環境・人等共生

(2) 代表者の氏名

三宮 征司

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県北九州市若松区畠田三丁目4番12号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、福岡県内の海岸線や森林の環境整備を行うことにより、地域の安全と環境保全に力を注ぎ、地域住民の交流促進・活性化や求職者の就業支援及び雇用機会の拡充、子どもの健全育成を図り、少子高齢化対策、農林水産事業の活性化等地域の多様なニーズに沿った地域活動を意欲に満ちた地域住民の参加によって展開し、太陽・水・緑・環境・人等が共生するより安心して豊かで明るい住環境の町づくりや生き甲斐づくり等、地域住民の自立支援のため、各自治体や関係各所とも連携をとりながら地域社会に貢献することを目的とする。

福岡県告示第72号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成24年1月20日

福岡県知事 小 川 洋

1 申請のあった年月日

平成23年12月26日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人門司まちづくり21世紀の会

(2) 代表者の氏名

石塚 政章

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県北九州市門司区西海岸1丁目6番2号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、まちづくりの推進に関して、市民自らが語り合い、学び合い、考え、活動し、行政・企業と協働して、活力ある門司の実現のために寄与することを目的とする。

福岡県告示第73号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成24年1月20日

福岡県知事 小川 洋

1 申請のあった年月日

平成23年12月28日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人 よか隊

(2) 代表者の氏名

西田 尚美

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県筑紫野市上古賀3丁目1番1号

(4) 定款に記載された目的

(変更前)

この法人は、情報通信技術や食育などを通じて、結びつきが薄くなっている子供と大人、市民と各種社会資源をつなぐ役割を担うことにより、地域における循環型社会の実現に寄与することを目的とする。

(変更後)

この法人は、情報通信技術や食育・農業などを通じて、結びつきが薄くなっている市民と各種社会資源をつなぐ役割を担うことにより、地域における循環型社会の実現に寄与することを目的とする。

福岡県告示第74号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成24年1月20日

福岡県知事 小川 洋

1 申請のあった年月日

平成23年12月13日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人エコ・テクル

(2) 代表者の氏名

梅田 佳暉

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県福岡市博多区博多駅東1丁目1-25宝ビル602号室

(4) 定款に記載された目的

この法人は、未来に良好な環境を継承するために、物品及び廃棄物についての情報の共有と公開をする場を設け、不適正処理や不法投棄の防止等を監視する実証モデル（情報システム等）を構築し運営し、また、災害等による環境への悪影響を防止または回復するような救助支援等を行い、地球環境の保全に寄与することを目的とする。

福岡県告示第75号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第

10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成24年1月20日

福岡県知事 小川 洋

1 申請のあった年月日

平成23年12月27日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人ふれあいネット

(2) 代表者の氏名

大武 満州男

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県太宰府市五条5丁目10番15号

(4) 定款に記載された目的

(変更前)

この法人は、高齢者及び障害者等に対する在宅福祉サービス事業、介護保険法に基づく居宅介護支援事業と介護保険法に基づく居宅介護サービス事業（指定介護予防訪問介護事業及び指定訪問介護事業、指定介護予防訪問入浴介護事業及び指定訪問入浴介護事業、介護予防福祉用具貸与事業及び福祉用具貸与事業）、福祉用具の販売、情報提供に関する事業、児童育成支援に関する事業、障害者自立支援法に基づく居宅介護サービス事業及び重度訪問介護サービス事業、行動援護サービス事業、地域生活支援事業（移動支援）及び重度障害者等包括支援サービス事業、移送サービスに関する事業、特定旅客自動車運送事業等を行い、地域福祉の増進に寄与することを目的とする。

(変更後)

この法人は、高齢者及び障害者等に対する在宅福祉サービス事業、介護保険法に基づく居宅介護支援事業と介護保険法に基づく居宅介護サービス事業（指定介護予防訪問介護事業及び指定訪問介護事業、指定介護予防訪問入浴介護事業及び指定訪問入浴介護事業、介護予防福祉用具貸与事業及び福祉用具貸与事業）、福祉用具の販売、情報提供に関する事業、児童育成支援に関する事業、障害者自立支援法に基

づく居宅介護サービス事業及び重度訪問介護サービス事業、同行援護サービス事業、行動援護サービス事業、地域生活支援事業（移動支援）及び重度障害者等包括支援サービス事業、移送サービスに関する事業、特定旅客自動車運送事業等を行い、地域福祉の増進に寄与することを目的とする。

福岡県告示第76号

深野土地改良区から役員の住所の変更の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成24年1月20日

福岡県知事 小川 洋

役員の種類	氏名	旧住所	新住所
理事	渡邊桂太郎	築上郡築上町 大字上深野703番地	行橋市 大字長木73番地

福岡県告示第77号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第7条第1項の規定に基づき、農業振興地域の指定（昭和45年12月福岡県告示第1143号）により指定した津屋崎農業振興地域の区域を次のように変更するので、同条第2項において準用する同法第6条第5項の規定により公告する。

なお、その関係図面は、福岡県農林水産部農山漁村振興課及び福岡県福岡農林事務所農山村振興課に備え置いて縦覧に供する。

平成24年1月20日

福岡県知事 小川 洋

1 農業振興地域名

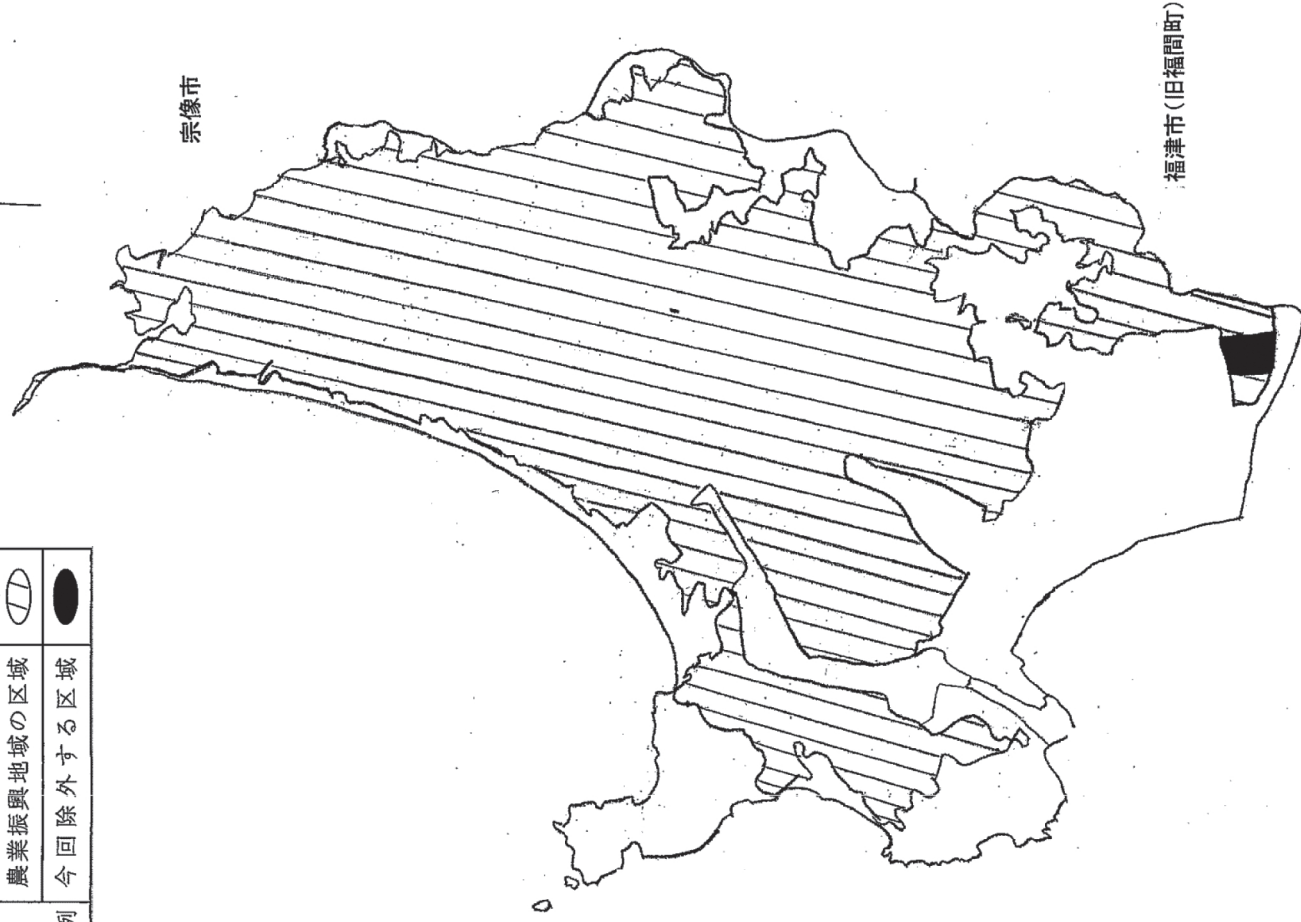
津屋崎地域

2 変更後の農業振興地域の範囲

次の図面の斜線部分に該当する土地の区域

津屋崎農業振興地域の区域を表示した図面
(福津市)

凡	行政区域	○
	農業振興地域の区域	◐
例	今回除外する区域	●



福岡県告示第78号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成24年1月20日

福岡県知事 小川 洋

1 申請のあった年月日

平成23年12月19日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人八女文化振興機構

(2) 代表者の氏名

下川 廣喜

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県八女市大字本町2番地の47の3

(4) 定款に記載された目的

この法人は、八女市のまちづくりに対して文化遺産の保存活用に関する事業を行い、文化を活かしたまちづくりに寄与することを目的とする。

福岡県告示第79号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成24年1月20日

福岡県知事 小川 洋

1 申請のあった年月日

平成23年12月14日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

NPO法人 あがの

(2) 代表者の氏名

原 真由美

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県田川郡赤村大字赤4530番地3

(4) 定款に記載された目的

この法人は、地域社会を取巻く情勢が大きく変動し、家族のライフスタイル、意識、そして生活する家、街の環境も年々変化する中で、地域活性化の推進を図る活動や雇用機会の拡充を支援する活動とともに、社会的弱者といわれる高齢者、障がい者等の生活の質を向上させ、生き生きとした地域生活をおくるため個人々人のニーズや地域の特性に合わせた柔軟な小回りのきく行きとどいた福祉サービスを提供するため、訪問介護事業等を通じて社会的弱者の福祉の増進等を図ることを目的とする。

福岡県告示第80号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成24年1月20日

福岡県知事 小川 洋

1 申請のあった年月日

平成23年11月30日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

NPO法人 鶴翔会

(2) 代表者の氏名

柳鶴 勲

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県直方市大字植木164番地24

(4) 定款に記載された目的

この法人は、一般市民に対して、先人達の生活の知恵の研究、啓蒙に関する事業を行い、後世に伝えることにより社会教育の活性化に寄与することを目的とする。

福岡県告示第81号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成24年1月20日

福岡県知事 小川 洋

1 申請のあった年月日

平成23年12月21日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

福岡県生涯スポーツ協会

(2) 代表者の氏名

原田 雅

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県大野城市乙金1丁目10番地25号Sumica乙金M2号室

(4) 定款に記載された目的

この法人は、民・官・学及び各種団体との有効な連携をとりつつ、スポーツ教室やトレーニング教室を通してスポーツ振興、競技力の向上、国民の健康の増進、地域の活性化と発展に寄与することを目的とする。

福岡県告示第82号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧

に供する。

平成24年1月20日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
北九州	県 道	岡 垣 玄 海 線	前	宗像市上八740番先から 宗像市上八871番1先まで	6.0 ～ 15.5	500.0
			後	宗像市上八740番先から 宗像市上八871番1先まで	6.0 ～ 17.8	500.0
北九州	県 道	玄 海 田 島 線 福 間	前	宗像市上八871番1先から 宗像市上八872番先まで	9.0 ～ 15.0	58.0
			後	宗像市上八871番1先から 宗像市上八872番先まで	9.8 ～ 26.0	58.0
飯 塚	一般 国道	211号	前	嘉麻市岩崎1164番10先 から 嘉麻市岩崎1013番2先 まで	7.8 ～ 16.8	222.8
			後	嘉麻市岩崎1164番10先 から 嘉麻市岩崎1013番2先 まで	9.4 ～ 34.2	227.0
飯 塚	県 道	飯 塚 大野城 線	前	飯塚市内住1053番1先 から 飯塚市内住1043番先ま で	13.8 ～ 40.8	330.0
			後	飯塚市内住1053番1先 から 飯塚市内住1043番先ま で	29.2 ～ 109.0	330.0

八女	一般国道	442号	前	筑後市大字長崎417番先 から 筑後市大字長崎358番先 まで	8.2 ～ 10.4	265.0
			後	筑後市大字長崎417番先 から 筑後市大字長崎358番先 まで	10.0 ～ 33.0	
八女	県道	柳瀬線 筑後	前	筑後市大字新溝262番1 先から 筑後市大字長浜943番1 先まで	4.4 ～ 25.1	851.4
			後	筑後市大字新溝262番1 先から 筑後市大字長浜943番1 先まで	10.0 ～ 34.4	

福岡県告示第83号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成24年1月20日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年1月20日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
飯塚	211号	嘉麻市岩崎1164番10先から 嘉麻市岩崎1013番2先まで
八女	柳川線 筑後	筑後市大字水田321番1先から 筑後市大字水田382番1先まで
八女	水田線 大川	筑後市大字水田422番先から 筑後市大字水田426番2先まで

公 告

公告

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）第4条第7項の規定に基づき、平成23年12月28日付けで福岡県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画（平成23年1月福岡県公告）の全部を次のように変更したので、同条第10項において準用する同条第5項の規定に基づき公表する。

平成24年1月20日

福岡県知事 小川 洋

福岡県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画

1 海洋生物資源の保存及び管理に関する方針

(1) 本県の水産業は、平成21年の海面漁業生産量は4万4千トン、海面漁業生産額は約179億円の漁獲実績を挙げている。また、水産物加工業の生産も盛んであり、特に沿岸域においては水産業は中核的な産業となっている。

このように水産業は、本県の均衡ある発展を図るためにも極めて重要な産業であり、今後とも水産業の発展を図っていくため、海洋生物資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。

(2) 本県海域は、対馬暖流の影響を受ける外海性の筑前海、干満差が大きく河川の影響を受ける内湾性の有明海、干満差が大きく伊予灘や関門海峡から外海水の影響を受ける内海性の豊前海からなり、多種類の魚介類が生息し、我が国有数の漁場を形成している。

しかしながら、我が国周辺水域における海洋生物資源の多くが低水準、減少傾向にあり、本県海域における海洋生物資源も低水準、減少傾向にあるものが増えてきている。

今後ともこのような状況が継続すれば県民、国民のニーズへの的確な対応のみならず、地域経済の発展への重大な支障となるおそれがある。

(3) このようなことから、県としては従来から漁業の管理、資源管理型漁業の推進等、種々の保存管理措置を講じてきたところであり、この結果、地先資源を主体として多くの成果を得たところであるが、さらに海洋生物資源の適切な保存及び管理を

図るため、国が定めた基本計画により決定された第1種海洋生物資源についての漁獲可能量の福岡県数量について適切な管理措置を講じることとする。

また、資源が低位又は悪化の傾向にある海洋生物資源については当該資源を回復させるために、福岡県資源管理指針に基づく資源管理措置の着実な実施を推進し、国が定めた基本計画により決定された第2種海洋生物資源種の漁獲努力可能量の福岡県数量について適切な管理措置を講じることとする。

(4) 漁獲可能量及び漁獲努力可能量制度を適切に管理し、必要に応じて漁業者等の指導又は採捕の数量の公表等実行措置を講じるため、第1種特定海洋生物資源及び第2種特定海洋生物資源に係る採捕実績の的確な把握に努めることとする。

(5) また、漁獲可能量及び漁獲努力可能量について本県に定められた数量に係る管理を適切に行っていくためには、これら海洋生物資源の分布、回遊状況、資源の内容、当該資源を取り巻く環境等について、より詳細な科学的データ又は知見が必要である。

当該データの蓄積又は知見の進展を図るため、福岡県水産海洋技術センターを中心とし、国又は関係県との連携の下、資源調査体制の充実強化を図ることとする。また、資源管理の充実を図るため、必要に応じて漁業管理措置の強化を図ることとする。

(6) 特定海洋生物資源以外の海洋生物資源についても、資源の維持・存続を図り、今後とも安定的な漁業生産を継続するため、より一層資源管理型漁業を推進していくこととする。

(7) 海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るため、協定制度の活用等により引き続き漁業者等による自主的な資源管理を推進とする。

2 第1種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について本県に定められた数量に関する事項

第1種特定海洋生物資源ごとの知事管理量は次表のとおりである。

第1種特定海洋生物資源	管理の対象となる期間	数量
まあじ	平成24年1月～12月	若干
まいわし	平成24年1月～12月	若干

まさば及びごまさば	平成23年7月～平成24年6月	若干(注1)
するめいか	平成24年1月～12月	若干

(注1) 平成24年7月以降については、管理の対象となる期間が開始するまでに設定する。

3 第1種特定海洋生物資源の知事管理量について、海洋生物資源の採捕の種類別、海域別又は期間別の数量に関する事項

第1種特定海洋生物資源の知事管理量のうち、採捕の種類別に定める数量は次表のとおりとする。なお、海域別及び期間別数量は定めない。

また、過去の漁獲実績があるものの、資源に対する圧力が小さいと認められる漁業種類については、「若干」とする。

さらに、資源に対する漁獲圧力が無視できるほど小さいと認められる漁業種類については、数量を明示しないこととする。

平成24年		
第1種特定海洋生物資源	採捕の種類	数量
まあじ	中型まき網漁業	若干
	敷網漁業	若干

4 第1種特定海洋生物資源知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項

【まあじ】

現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、原則として許可隻数は現状どおりとするとともに、許可方針に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年程度となるように努めるものとする。

中型まき網漁業については、漁業者による自主的な漁獲可能量の管理を推進するため、必要に応じて協定制度等の普及・定着を図ることとする。

【まいわし】

現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、許可隻数は現状どおりとするとともに、許可方針に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年程度となるように努めるものとする。

【まさば及びごまさば】

現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、許可隻数は現状どおりとするともに、許可方針に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年程度となるように努めるものとする。

【するめいか】

混獲されるするめいかについては、漁獲量の把握を行い、その推移に注意を払うものとする。

5 第2種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について本県に定められた数量に関する事項

第2種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能量のうち、本県に定められた量並びに対象となる採捕の種類に係る海域及び期間は次表のとおりである。

平成24年				
第2種特定海洋生物資源	採捕の種類	海域	期間	漁獲努力量(隻日)
さわら	さわら流し網漁業	瀬戸内海	9月1日から12月31日まで	1,440
まこがれい	小型機船底びき網漁業(うち手繰第2種漁業及び手繰第3種漁業)	周防灘	1月1日から2月10日まで	2,130

さわら流し網漁業とは海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行規則(平成8年農林水産省令第31号)第1条第5号に規定するさわら流し網漁業をいう。

小型機船底びき網漁業とは海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行規則(平成8年農林水産省令第31号)第1条第2項に規定する小型機船底びき網漁業をいう。

6 第2種特定海洋生物資源ごとの知事管理努力量について、採捕の種類別に定める量に関する事項

第2種特定海洋生物資源ごとの知事管理努力量並びに対象となる採捕の種類に係る海域、期間及び数量は次表のとおりとする。

平成24年				
第2種特定海洋生物資源	採捕の種類	海域	期間	漁獲努力量(隻日)
さわら	さわら流し網漁業	瀬戸内海	9月1日から12月31日まで	1,440
まこがれい	小型機船底びき網漁業(うち手繰第2種漁業及び手繰第3種漁業)	周防灘	1月1日から2月10日まで	2,130

さわら	さし網漁業のうちさわら流しさし網漁業	豊前海	9月1日から12月31日まで	1,440
まこがれい	小型機船底びき網漁業のうち手繰第2種及び第3種けた網漁業	周防灘	1月1日から2月10日まで	2,130

7 第2種特定海洋生物資源知事管理努力量に関して実施すべき施策に関する事項

【さわら】

豊前海のさわら資源の回復を図るために、福岡県資源管理指針に基づく資源管理措置の着実な実施を推進するとともに、瀬戸内海広域漁業調整委員会指示による操業制限等により操業することとする。

知事管理努力量に係る知事への漁獲努力量等の報告に係る迅速な報告の体制の整備を進めることとする。

【まこがれい】

豊前海のまこがれい資源の回復を図るために、福岡県資源管理指針に基づく資源管理措置の着実な実施を推進する。

知事管理努力量に係る知事への漁獲努力量等の報告に係る迅速な報告の体制の整備を進めることとする。

8 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項

(1) 海洋生物資源の保存及び管理をより一層推進するために、より詳細かつ正確な資源状況の把握が必要であることから、漁獲情報を的確に把握するとともに、資源に関する調査・研究の充実強化を更に進めることとする。

(2) 海洋生物資源の保存及び管理を推進するため、小型魚や産卵親魚の保護等に向けた取組を進めることとする。

公告

林業種苗法(昭和45年法律第89号)第11条第1項の規定に基づき、平成23年度種苗生産事業者講習会(以下「講習会」という。)を開催するので、林業種苗法施行令(昭和

45年政令第194号) 第3条の規定により次のように公告する。

平成24年1月20日

福岡県知事 小川 洋

1 講習会の日時及び場所

日 時	場 所
平成24年2月14日(火曜日) 午前10時～午後5時	久留米市山本町豊田1438番2号 福岡県森林林業技術センター研修室

2 受講資格者並びに講習科目及び時間

(1) 受講資格者

林業の用に供される樹木の繁殖の用に供される種子、穂木、茎、根及び苗木(幼苗を含む。)を配布の目的をもって採取し、若しくは育成する事業を行おうとする者又はこの事業に従事しようとする者

(2) 講習科目及び講習時間

講 習 科 目	講 習 時 間
種苗に関する法令	午前10時～正午
種苗の産地及び系統に関する事項	午後1時～午後3時
種苗の生産技術に関する事項	午後3時～午後5時

3 受講の申込方法

講習会の受講希望者は、講習会の開催日の10日前までに、受講申込書(用紙は、福岡県農林水産部林業振興課又は県の各農林事務所林業振興課で交付する。)に講習手数料14,000円(福岡県領収証紙によること。)を添えて提出すること。

4 申込書の提出場所及び問合せ先

名 称	所 在 地	電 話 番 号
福岡県農林水産部 林業振興課造林係	福岡市博多区東公園7番7号	092-643-3549
福岡農林事務所 林業振興課	福岡市中央区赤坂一丁目8番8号 福岡西総合庁舎	092-735-6137
朝倉農林事務所 林業振興課	朝倉市甘木2014番地1 朝倉総合 庁舎	0946-22-2731

八幡農林事務所 林業振興課	北九州市八幡西区則松三丁目7番 1号 八幡総合庁舎	093-601-5567
飯塚農林事務所 林業振興課	飯塚市新立岩8番1号 飯塚総合 庁舎	0948-21-4965
筑後農林事務所 林業振興課	筑後市大字和泉字九郎地山 606番地の1	0942-52-5188
行橋農林事務所 林業振興課	行橋市中央一丁目2番1号 行橋 総合庁舎	0930-23-0387

5 注意事項

- 講習会には、筆記用具を持参すること。
- 提出された受講申込書及び講習手数料は、いかなる理由があっても返還しない。

公告

森林病害虫等防除法(昭和25年法律第53号)第7条の3第1項の規定に基づき福岡県防除実施基準を変更したので、同条第4項の規定により、福岡県農林水産部林業振興課及び各農林事務所林業振興課内において、この公告の日から1月間、縦覧に供する。

平成24年1月20日

福岡県知事 小川 洋

公告

森林病害虫等防除法(昭和25年法律第53号)第7条の5第1項の規定に基づき高度公益機能森林の区域を変更したので、同条第4項において準用する同法第7条の3第4項の規定により、福岡県農林水産部林業振興課及び各農林事務所林業振興課内において、この公告の日から1月間、縦覧に供する。

平成24年1月20日

福岡県知事 小川 洋

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第5号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第12条第1項の規定による政治団体の収支報告書について、あきた章二後援会の会計責任者から修正の報告があったので、同法第20条第1項の規定に基づき公表した平成21年分の政治団体の収支報告書の要旨（平成22年11月福岡県選挙管理委員会告示第148号）及び平成22年分の政治団体の収支報告書の要旨（平成23年11月福岡県選挙管理委員会告示第122号）の一部を、次のとおり改める。

平成24年1月20日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤 井 克 己

平成21年分収支報告書の要旨中、あきた章二後援会の項を次のとおり改める。

4 あきた章二後援会

資金管理団体の届出をした者の氏名	秋田 章二
資金管理団体の届出に係る公職の種類	県議
報告年月日	22.03.08

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額	23,442,562円
ア 前年繰越額	13,623,423円
イ 本年収入額	9,819,139円
(2) 支出総額	10,981,929円
(3) 翌年への繰越額	12,460,633円

2 収入・支出の内訳

(1) 収入の内訳	
イ 寄附	7,100,000円
(ア) 寄附（政党匿名寄附を除く）（内訳別掲）	7,100,000円
c 政治団体からの寄附	7,100,000円
カ その他の収入	2,719,139円
政務調査活動負担	100,000円
政務調査活動負担	100,000円
政務調査活動負担	100,000円
政務調査活動負担	100,000円

政務調査活動負担	100,000円
政務調査活動負担	100,000円
政務調査活動負担	100,000円
政務調査活動負担	100,000円
政務調査活動負担	100,000円
一件十万円未満のもの	1,819,139円

合計 9,819,139円

[寄附の内訳]

c 政治団体からの寄附

(寄附者の名称)	(金額)	(事務所の所在地)
自由民主党福岡県大川市第一支部	3,100,000円	大川市
福岡県医師連盟	4,000,000円	福岡市博多区
小計	7,100,000円	

(2) 支出の内訳

ア 経常経費	7,212,640円
(ア) 人件費	3,784,700円
(イ) 光熱水費	151,480円
(ウ) 備品・消耗品費	1,471,539円
(エ) 事務所費	1,804,921円
イ 政治活動費	3,769,289円
(ア) 組織活動費	3,769,289円

合計 10,981,929円

平成22年分収支報告書の要旨中、あきた章二後援会の項を次のとおり改める。

4 あきた章二後援会

資金管理団体の届出をした者の氏名	秋田 章二
資金管理団体の届出に係る公職の種類	県議
報告年月日	23.03.28

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額	22,990,574円
----------	-------------

ア 前年繰越額	12,460,633円		
イ 本年収入額	10,529,941円		
(2) 支出総額	12,212,097円		
(3) 翌年への繰越額	10,778,477円		
2 収入・支出の内訳			
(1) 収入の内訳			
イ 寄附	6,530,000円		
(ア) 寄附（政党匿名寄附を除く）	(内訳別掲) 6,530,000円		
c 政治団体からの寄附	6,530,000円		
カ その他の収入	3,999,941円		
政務調査活動負担	100,000円		
政務調査活動負担	100,000円		
政務調査活動負担	100,000円		
政務調査活動負担	100,000円		
政務調査活動負担	100,000円		
政務調査活動負担	100,000円		
政務調査活動負担	100,000円		
政務調査活動負担	100,000円		
政務調査活動負担	100,000円		
政務調査活動負担	100,000円		
政務調査活動負担	100,000円		
政務調査活動負担	100,000円		
一件十万円未満のもの	2,634,941円		
合計	10,529,941円		
[寄附の内訳]			
c 政治団体からの寄附			
(寄附者の名称)	(金額)	(事務所の所在地)	
自由民主党福岡県大川市第一支部	1,530,000円	大川市	

福岡県医師連盟	5,000,000円	福岡市博多区
小計	6,530,000円	
(2) 支出の内訳		
ア 経常経費	8,052,073円	
(ア) 人件費	3,517,800円	
(イ) 光熱水費	151,331円	
(ウ) 備品・消耗品費	1,007,641円	
(エ) 事務所費	3,375,301円	
イ 政治活動費	4,160,024円	
(ア) 組織活動費	3,992,024円	
(ウ) 機関紙誌の発行その他の事業費	168,000円	
a 機関紙誌の発行事業費	168,000円	
合計	12,212,097円	

公安委員会

福岡県公安委員会告示第4号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の所持に関する講習会（初心者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第17条第2項の規定により告示する。

平成24年1月20日

福岡県公安委員会

1 講習会の日時、場所等

- (1) 講習会の日時
平成24年2月23日（木） 午前10時から午後5時までの間
- (2) 講習会の場所
飯塚市柏の森159番地26 飯塚警察署 会議室
- (3) 受講対象者
福岡県内に住所を有する者

2 講習の時間及び科目

時 間	科 目
10：00～15：30	猟銃及び空気銃の所持に関する法令 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い
15：30～16：30	講習結果に対する考査
16：30～17：00	考査結果の公表 (合格者に対する講習修了証明書の交付)

3 注意事項

- (1) 受講希望者は、猟銃等講習受講申込書2通に所定の事項を記入し、写真（申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦4センチメートル、横3.5センチメートルのもの）2枚を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料6,800円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習会の当日は、筆記用具（ボールペン）、印鑑及び講習通知書並びにテキスト「猟銃等取扱読本」を必ず持参すること。
- (5) 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。

福岡県公安委員会告示第5号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の所持に関する講習会（経験者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第17条第2項の規定により告示する。

平成24年1月20日

福岡県公安委員会

1 講習会の日時、場所等

日 時	場 所	開催警察署
平成24年2月10日（金） 13：30～16：30	宗像市東郷1丁目2番2号 宗像警察署 会議室	宗像警察署

平成24年2月13日（月） 13：30～16：30	飯塚市柏の森159番地26 飯塚警察署 会議室	飯塚警察署
平成24年2月23日（木） 13：30～16：30	北九州市八幡西区東王子町2番1号 八幡西警察署 会議室	八幡西警察署

2 講習の科目

- (1) 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
- (2) 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

3 注意事項

- (1) 受講希望者は、猟銃等講習受講申込書2通に所定の事項を記入し、写真（申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦4センチメートル、横3.5センチメートルのもの）2枚を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料3,000円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習会の当日は、筆記用具、印鑑及び講習通知書並びにテキスト「猟銃等取扱いの知識と実際」を必ず持参すること。
- (5) 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。